

海外のバリアフリー等の取組状況

（１）国際的な動き

○障害者権利条約（2006 年）

国連で障害者権利条約を採択。障害者の人権や基本的自由の共有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。

日本は障害者差別解消法の制定（2013 年）、障害者雇用促進法の改正（2013 年）等を経て、2014 年に条約を批准しました。

【具体的な内容】

- ・ 障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む）を禁止
- ・ 障害者が社会に参加し、包容されることを促進
- ・ 条約の実施を監視する枠組みを設置 など

○基準等の統一規格化

点字ブロック（視覚障害者誘導用ブロック）、ピクトグラム等は ISO（国際標準化機構）により、デザインや寸法等の国際的な推奨基準が定められています。



点字ブロック（視覚障害者誘導用ブロック）は日本で発明され、国際規格（2012 年、ISO）は日本の規格（2001 年、JIS）を基に設定



交通機関等のピクトグラム
非常口等は日本からの提案が採択

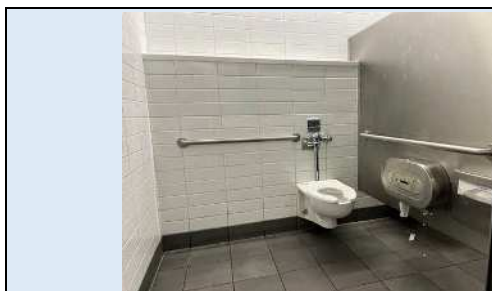
(2) アメリカ

【法制度】

- 1990 年に ADA 法（障害を持つアメリカ人法）を制定し、障害者に対する差別の禁止や、建築物等でのバリアフリー整備を義務付けています。

【バリアフリー整備状況】

- 1980 年代からユニバーサルデザインの考え方が生まれ、移民や外国人観光客も多い背景から、ピクトグラム等の言語以外の文化が根付いています。
- 商業施設等では、押し戸は自動開閉ボタンが設置されており、車いすの方でも通行しやすい環境が整備されつつあります。
- 州や地域（都心部と郊外部）によってバリアフリー整備状況に大きく差があり、特に郊外では自動ドアも少ない状況です。



バリアフリースイートイレは小規模な店舗でも設置義務があるが、設備は最低限の場合が多い



横断歩道の歩行者用押しボタンはピクトグラムで子どもや外国人にも分かりやすい表示

(3) ヨーロッパ

【法制度】

- フランス：2005 年に「障害のある人々の権利と機会の平等、参加及び市民権に関する法律」を制定。建物の新築時はアクセシビリティ（バリアフリー）確保が義務付けられています。
- ドイツ：2002 年に「障害者平等法」を制定し、2016 年の改正では施設の新築・改築等の際はバリアフリー化を義務付けするとともに、バリアフリー化された施設のみが賃貸可能となっています。

【バリアフリー整備】

- 主要都市や主要駅のバリアフリー対応は進んでいるものの、郊外とは大きな差があります。
- 駅利用時に支援が必要な場合は、事前連絡が必要で、利用できる駅は限られています。主要な移動手段が鉄道でなく、地形や構造からエレベーターなどの設置が難しい場合も多くあります。



鉄道の出入口に装備された電動ステップ（ドイツ）



滑りにくく細い点字ブロックを設置（フランス）
観光施設等の建物内には多いが、街中には設置が少ない

（４）アジア

【法制度】

- 韓国：2005 年、交通時弱者移動便宜増進法を制定し、交通弱者移動便宜増進計画を中央政府、地方政府が 5 年毎に作成しています。実態調査、市民満足度調査を毎年実施し、整備を進めています。あわせて、2007 年に障害者差別禁止法を制定し、障害者の移動の権利を保障しています。
- 中国：1990 年、障害者保障法を制定、障害者の権利と平等を進める枠組みを整えています。

【バリアフリー整備】

- 急激な経済成長や人口増加に伴い、法整備やバリアフリー整備計画の作成、計画的な工事等を進めてきています。
- 都心部と郊外部で整備状況やサービスに大きな差がある状況です。



地下鉄駅でボランティアスタッフが
視覚障害者の誘導などを支援（韓国）



点字ブロックは日本より大きく、
歩車境界の段差はない（中国）